

4月から区内全域で資源とごみの分け方が変わります!

詳しくは、各戸に配付したチラシをご覧ください

これまでの分け方

資源

ペットボトル・びん・缶・古紙

資源となる容器包装プラスチック
(プラマークがあって、汚れていないもの)



不燃ごみ

金属・ガラス・陶磁器等

ゴム・皮革製品
プラスチック(プラマークがないもの、または汚れているもの)

可燃ごみ

生ごみ・衣類・紙くず等

※分別方法の変更に伴い、ごみの呼び方も変わります。

新しい分け方

ポイント!

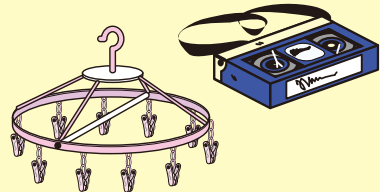
資源 (週1回)	これまでの資源 ペットボトル PET びん 缶 新聞・雑誌類・段ボール・紙パック	それぞれ決められた方法で出す
	新しく資源になるもの トレイ ※色物、柄物を含む カップ容器 パック容器 レジ袋・外袋・ラベル等 ※食品が直接触れた内袋は燃やすごみです。 ペットボトルのラベル	汚れたものは洗う ペットボトル等は混ぜない ごみ容器又は透明・半透明の袋にまとめて入れて出す

燃やさないごみ (月2回)	プラスチック部分はずせない金属製品 30cm未満の小型家電 ガラス・陶磁器刃物類 金属類・乾電池 スプレー缶・ライター・カセットボンベ 電球・蛍光灯	刃物類は紙に包んで「危険」と表示する スプレー缶等は最後まで使い切る 電球等は紙のケースに入れる
-------------------------	---	--

燃やすごみ (週2回)	新しく燃やすごみとなるもの プラマークがあっても汚れているプラスチック チューブ容器 レトルト食品・袋・ラップなど プラマークのないプラスチック製品 スニーカー・ゴムホース・ボール・革靴・革カバンなど	ごみ容器又は、推奨袋にまとめて入れて出す
	生ごみ ※水切りをする。 紙くず 紙おむつ ※汚物を取り除く 衣類 木の枝・草花 ※30cm程度の長さにする。	

◆なぜ、プラマークが付いているものだけを資源とするの?

プラマークの付いているものは、法律によりリサイクルの仕組みが確立しているためです。



プラマークがないものはリサイクルできません。



◆ペットボトルのキャップとラベルは、なぜ別にするの?

見た目は同じようでもペットボトルの本体部分とキャップ・ラベルは材質が異なり、リサイクルする方法が異なるためです。

本体は、専用ネットへ入れる



キャップとラベルは資源プラとして出す



◆食品の残りや油分が付いている場合はどうするの?

食品の残りや油分などの付着により汚れているプラスチックはリサイクルには適しません。そのため、洗って汚れを取り除いてください。

※食器などを洗うための漬け置きの水を利用する工夫もあります。



※洗ったら水切りを!